

地方税法等の改正

目 次	
一 はじめに	
二 平成17年度地方財政計画	430
三 平成17年度地方税収見込み	433
四 総則	437
五 個人住民税	437
六 法人住民税	440
七 法人事業税	441
八 不動産取得税	442
九 自動車税	449
十 自動車取得税	449
十一 軽油引取税	450
十二 固定資産税・都市計画税	450
十三 特別土地保有税	458
十四 事業所税	458
十五 国民健康保険税	460
十六 国有資産等所在市町村交付金	461
十七 国有提供施設等所在市町村助成交付金	461
十八 所得譲与税	461

一 はじめに

平成17年度の地方税に関する税制改正については、平成16年11月25日に政府税制調査会から提出された「平成17年度の税制改正に関する答申」及び平成16年12月15日に与党（自由民主党及び公明党）で決定された「平成17年度税制改正大綱」等

を受けて、平成17年2月8日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日、国会に提出されました。同法案は、3月18日に参議院本会議で可決成立し、同月25日に公布されました。

二 平成17年度地方財政計画

地方税の具体的な改正内容に入る前に、まず今回の改正の背景である地方財政の状況に触れることとします。

平成17年度の地方財政計画は、平成17年2月8日に閣議決定され、国会に提出されました。

この地方財政計画に計上された歳入歳出の項目別の内訳は、資料1（432頁参照）のとおりであり、その総額は、歳入歳出ともに、83兆7,687億円（対前年度比8,982億円の減、1.1%の減）となっています。

以下では、総務省から公表されている平成17年度の地方財政計画の策定方針のうち税制改正に関する部分を引用することとします。

「平成17年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』（平成15年6月27日閣議決定）等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本と

するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成17年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減、所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直しその他の所要の措置を講じることとする。

2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(1) 恒久的な減税に伴う影響額及び平成15年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足（以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額 7 兆5,129億円については、次の措置を講じる。

① 平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成17年度は全額地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫

補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 2,736億円については法律の定めるところにより、平成18年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

② これに基づき、平成17年度の通常収支に係る財源不足見込額 7 兆5,129億円については、次により完全に補てんする。

ア. 地方交付税については、国の一般会計加算により 2 兆5,298億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,683億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加算額1,963億円、臨時財政対策特例加算額 2 兆1,641億円）増額する。

イ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 3 兆2,231億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を 1 兆7,600億円増発する。

(2) 平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成17年度税制改正により、平成18年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から定率減税を 2 分の 1 に縮減することとされており、平成17年度の地方財政への影響額には大きな変動はないものと見込まれる。このため、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額 3 兆4,720億円については、次の措置を講じる。

① 恒久的な減税の実施による地方税の減収 1 兆9,198億円について、その 4 分の 3 相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置（1,135億円）、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置（4,375億円）及び地方特例交付金（8,888億円）により、その 4 分の 1 相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債（減税補てん債、4,800億円）により完全に補てんする。

② 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額 1 兆5,522億円のうち、平成17年度に新たに発生する地方交付税の減収 1 兆4,295

億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減（592億円）が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分601億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分626億円は

交付税特別会計借入金により措置する。

(3) 平成15年度税制改正に伴う平成17年度の地方税及び地方交付税の減収額1,772億円については、次の措置を講じる。

① 地方税の減収783億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

② 地方交付税の減収989億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

(4) 上記の結果、平成17年度の地方交付税については、16兆8,979億円（前年度に比し0.1%増）

（資料1）平成17年度地方財政計画歳入歳出一覧

（単位：億円、%）

区 分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
(歳 入)					
地 方 税	333,189	323,231	9,958	3.1	
地 方 譲 与 税	18,419	11,452	6,967	60.8	
地 方 特 例 交 付 金	15,180	11,048	4,132	37.4	
地 方 交 付 税	168,979	168,861	117	0.1	
国 庫 支 出 金	111,967	121,238	▲ 9,271	▲ 7.6	
地 方 債	122,619	141,448	▲ 18,829	▲ 13.3	
使用料及び手数料	16,438	16,420	18	0.1	
雑 収 入	50,896	52,971	▲ 2,075	▲ 3.9	
計	837,687	846,669	▲ 8,982	▲ 1.1	
(歳 出)					
給 与 関 係 経 費	227,240	229,990	▲ 2,750	▲ 1.2	
一 般 行 政 経 費	231,307	218,833	12,474	5.7	
補 助	100,538	97,637	2,901	3.0	
単 独 (通 常 分)	119,737	116,650	3,087	2.6	▲ 0.4
単独(平成17年度一般財源化分)	2,666	—	2,666	皆増	〔投資的経費との 一体的かい離は 正+3,500億円 を除いた場合〕
国民健康保険関係事業費	8,366	4,546	3,820	84.0	
公 債 費	133,803	136,779	▲ 2,976	▲ 2.2	
維 持 補 修 費	9,817	9,987	▲ 170	▲ 1.7	
投 資 的 経 費	196,761	213,283	▲ 16,522	▲ 7.7	
補 助	73,061	78,583	▲ 5,522	▲ 7.0	
単 独	123,700	134,700	▲ 11,000	▲ 8.2	▲ 3.0
公 営 企 業 繰 出 金	28,659	30,797	▲ 2,138	▲ 6.9	〔一般行政経費と の一体的かい離 は正▲7,000億 円（一般財源ベ ース▲3,500億 円）を除いた場 合〕
企業債償還費普通会計負担分	20,568	21,841	▲ 1,273	▲ 5.8	
そ の 他	8,091	8,956	▲ 865	▲ 9.7	
不交付団体水準超経費	10,100	7,000	3,100	44.3	
計	837,687	846,669	▲ 8,982	▲ 1.1	
地 方 一 般 歳 出 (公債費、企業債償還費普通会計負担分、 不交付団体水準超経費を除く)	673,216	681,049	▲ 7,833	▲ 1.2	

（注）一般行政経費の平成16年度の額は、平成17年度との比較対照のため一部組替えをしてある。

を確保する。

3 三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の改革と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

(1) 国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分を除いた国庫補助負担金については、平成17年度から一般財源化することとし、所要額を税源移譲する。

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとし、平成17年度においては、暫定措置として、平成16年度措置分を含め、所得譲与税により税源移譲する。この平成17年度所得譲与税は、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市

町村（特別区を含む。）へ総額の5分の2を譲与することとし、譲与基準は、平成16年度と同様、人口とする。

(2) 義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、平成16年度から措置されている退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、税源移譲予定特例交付金により財源措置する。

この税源移譲予定特例交付金のうち、退職手当及び児童手当に係るものについては、平成16年度と同様、人口を基準として、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、教職員給与費を基本として都道府県に交付する。

（以下、地方債、使用料・手数料、財源の重点的配分、公債費負担、公営企業、地方行財政運営の合理化等に係る部分は、省略）」

三 平成17年度地方税収見込み

平成17年度の地方財政計画における地方税収入見込額は、資料2（次頁参照）のとおりです。

平成17年度の地方税収入総額は、税制改正による増減収額（差引き▲22億円の減収）込みで33兆3,189億円であり、前年度当初見込額（32兆3,231億円）に比べ、9,958億円、3.1%の増となっています。

道府県税と市町村税に分けてみると、道府県税が14兆2,737億円で前年度当初見込額（13兆6,906億円）に比べ5,831億円（4.3%）の増、市町村税が19兆0,452億円で前年度当初見込額（18兆6,325億円）に比べ4,127億円（2.2%）の増となっています。

道府県税、市町村税ともに、企業収益の改善を

背景とした法人事業税、法人住民税の増収により、全体として増収となっています。

平成17年度税制改正による増減収見込額は、資料3（436頁参照）のとおりです。なお、税制改正のうち、法人事業税の分割基準の見直しは、地方税収全体では増減収は生じませんが、個々の地方団体については、増減収が生じることになります。総務省の試算によれば、東京都において▲600億円程度の減収、大阪府において▲80億円程度の減収となる見込みである一方、その他の道府県については増収となる見込み（北海道で80～90億円の増収、沖縄県で30～40億円の増収など）であり、税収の偏在緩和に資する結果となっています。

(資料 2) 平成17年度地方税収入見込額

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成16年 度 当 初 見 込 額 (A)	平 成 17 年 度							(G) の 構成割合 (%)
		平成16年 度当初見 込額に対 する現行 法による 増減(△) 収見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収 見込額			改正法に よる収入 見込額 (C)+(F) (G)	平成16年 度当初見 込額に対 する増減 (△)収額 (G)-(A) (H)	$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
				地方税制 の改正に よるもの (D)	国税の改 正に伴う もの (E)	計 (D)+(E) (F)			
1 道府県税	136,906	5,850	142,756	△ 19		△ 19	142,737	5,831	104.3
2 市町村税	186,325	4,130	190,455	△ 1	△ 2	△ 3	190,452	4,127	102.2
3 合 計	323,231	9,980	333,211	△ 20	△ 2	△ 22	333,189	9,958	103.1

(注 1) 上記の平成17年度収入見込額には、平成11年度から実施された恒久的な減税等による減収見込額18,063億円(個人住民税所得割で10,414億円、法人住民税法人税割で3,550億円、法人事業税で5,233億円それぞれ減、地方たばこ税で1,135億円の増)を含む。

(注 2) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成16年 度 当 初 見 込 額 (A)	平 成 17 年 度							(G) の 構成割合 (%)
		平成16年 度当初見 込額に対 する現行 法による 増減(△) 収見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収 見込額			改正法に よる収入 見込額 (C)+(F) (G)	平成16年 度当初見 込額に対 する増減 (△)収額 (G)-(A) (H)	$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
				地方税制 の改正に よるもの (D)	国税の改 正に伴う もの (E)	計 (D)+(E) (F)			
1 道府県税	116,610	7,251	123,861	△ 19		△ 19	123,842	7,232	106.2
2 市町村税	206,621	2,729	209,350	△ 1	△ 2	△ 3	209,347	2,726	101.3
3 合 計	323,231	9,980	333,211	△ 20	△ 2	△ 22	333,189	9,958	103.1

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成16年 度 当 初 見 込 額 (A)	平 成 17 年 度							(G) (A) × 100 (%)
		平成16年 度当初見 込額に対 する現行 法による 増減(△) 収見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収 見込額			改正法に よる収入 見込額 (C)+(F) (G)	平成16年 度当初見 込額に対 する増減 (△)収額 (G)－(A) (H)	
				地方税制 の改正に よるもの (D)	国税の改 正に伴う もの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税 (I) 普 通 税 1 道府県民税	32,534	824	33,358		△ 1	△ 1	33,357	823	102.5

— 地方税法等の改正 —

2	{	個人均等割	460	36	496	△	1	△	1	496	36	107.8				
		法人均等割	1,361	4	1,365					1,365	4	100.3				
		所得割	21,329	504	21,833					21,833	504	102.4				
		法人税割	5,417	1,250	6,667					6,666	1,249	123.1				
		利子割	2,833	△ 1,284	1,549					1,549	△ 1,284	54.7				
		配当割	720	449	1,169					1,169	449	162.4				
3	{	株式等譲渡所得割	414	△ 135	279	△	1	1	279	△ 135	67.4					
		事業税	37,901	5,560	43,461				43,462	5,561	114.7					
		個人	2,100	52	2,152				2,152	52	102.5					
		法人	35,801	5,508	41,309				41,310	5,509	115.4					
		地方消費税	25,001	60	25,061				25,061	60	100.2					
		譲渡割	20,212	△ 715	19,497				19,497	△ 715	96.5					
4	{	貨物割	4,789	775	5,564	△	19	△	19	5,564	775	116.2				
		不動産取得税	4,540	△ 48	4,492					4,473	△ 67	98.5				
		道府県たばこ税	2,790	△ 108	2,682					2,682	△ 108	96.1				
		ゴルフ場利用税	655	△ 49	606					606	△ 49	92.5				
		自動車税	17,969	△ 256	17,713					17,713	△ 256	98.6				
		鉱区税	4	0	4					4	0	100.0				
9	{	固定資産税(特例分)	164	△ 22	142	△	19	△	19	142	△ 22	86.6				
		普通税計	121,558	5,961	127,519					127,500	5,942	104.9				
		(II) 目的税														
		1 自動車取得税	4,572	83	4,655					4,655	83	101.8				
		2 軽油引取税	10,750	△ 194	10,556					△ 0	△ 0	10,556	△ 194	98.2		
		3 狩猟税	26	0	26							26	0	100.0		
目	{	目的税計	15,348	△ 111	15,237	△ 0	△ 0	15,237	△ 111	99.3						
		(III) 道府県税計	136,906	5,850	142,756	△ 19	△ 19	142,737	5,831	104.3						

(単位：億円)

区 分	平成16年 度 当 初 見 込 額 (A)	平 成 17 年 度							(G) (A) × 100 (%)
		平成16年 度当初見 込額に対 する現行 法による 増減(△) 収見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収 見込額			改正法に よる収入 見込額 (C)+(F) (G)	平成16年 度当初見 込額に対 する増減 (△)収額 (G)－(A) (H)	
				地方税制 の改正に よるもの (D)	国税の改 正に伴う もの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税 (I) 普 通 税									
1 市 町 村 民 税	73,082	3,738	76,820		△ 2	△ 2	76,818	3,736	105.1
{ 個 人 均 等 割	1,343	135	1,478				1,478	135	110.1
	法 人 均 等 割	3,968	33	4,001			4,001	33	100.8
	所 得 割	53,417	939	54,356			54,356	939	101.8
	法 人 税 割	14,354	2,631	16,985		△ 2	△ 2	16,983	2,629
2 固 定 資 産 税	87,724	628	88,352	△ 0		△ 0	88,352	628	100.7
{ 土 地	34,610	△ 638	33,972	△ 0		△ 0	33,972	△ 638	98.2
	家 屋	35,953	1,550	37,503			37,503	1,550	104.3
	償 却 資 産	16,162	△ 394	15,768			15,768	△ 394	97.6
	純固定資産税小計	86,725	518	87,243	△ 0		△ 0	87,243	518
{ 交 付 金	868	130	998				998	130	115.0
	納 付 金	131	△ 20	111			111	△ 20	84.7
	交 納 付 金 小 計	999	110	1,109			1,109	110	111.0
3 軽 自 動 車 税	1,444	75	1,519				1,519	75	105.2
4 市 町 村 た ば こ 税	8,571	△ 331	8,240				8,240	△ 331	96.1
5 鉱 産 税	13	1	14				14	1	107.7
6 特 別 土 地 保 有 税	25	22	47				47	22	188.0
普 通 税 計	170,859	4,133	174,992	△ 0	△ 2	△ 2	174,990	4,131	102.4

(II) 目 的 税									
1 入 湯 税	271	△ 19	252				252	△ 19	93.0
2 事 業 所 税	2,837	80	2,917	△ 1		△ 1	2,916	79	102.8
3 都 市 計 画 税	12,357	△ 64	12,293				12,293	△ 64	99.5
4 水 利 地 益 税 等	1	0	1				1	0	100.0
目 的 税 計	15,466	△ 3	15,463	△ 1		△ 1	15,462	△ 4	100.0
(III) 市町村税計	186,325	4,130	190,455	△ 1	△ 2	△ 3	190,452	4,127	102.2

(資料3) 平成17年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	初 年 度			平 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税				1,283	2,769	4,052
(1) 定率減税の縮減				1,220	2,660	3,880
(2) 65歳以上の者に係る非課税限度額の廃止				62	109	171
2 不動産取得税	△ 19		△ 19	△ 39		△ 39
(1) 中古住宅及び中古住宅用地に係る特例措置の要件緩和	△ 18		△ 18	△ 36		△ 36
(2) その他	△ 1		△ 1	△ 3		△ 3
3 軽油引取税	△ 0		△ 0	△ 0		△ 0
課税免除措置の整理合理化等	△ 0		△ 0	△ 0		△ 0
4 固定資産税		△ 0	△ 0		△ 12	△ 12
(1) 鉄軌道事業の市街地トンネル等に係る非課税措置の拡充					△ 2	△ 2
(2) 非課税等特別措置の整理合理化等		△ 0	△ 0		△ 10	△ 10
5 事業所税		△ 1	△ 1		△ 3	△ 3
非課税等特別措置の整理合理化等		△ 1	△ 1		△ 3	△ 3
6 都市計画税					△ 1	△ 1
非課税等特別措置の整理合理化等					△ 1	△ 1
合 計	△ 19	△ 1	△ 20	1,244	2,753	3,997
国税の税制改正に伴うもの	0	△ 2	△ 2	△ 2	△ 18	△ 20
法人住民税	△ 1	△ 2	△ 3	△ 7	△ 18	△ 26
法人事業税	1		1	5		5
再 計	△ 19	△ 3	△ 22	1,242	2,735	3,976

(注) 1 個人住民税の65歳以上の者に係る非課税限度額の廃止は、平成18年度及び19年度において経過措置が設けられているが、平年度増収額は、全額で課税した場合のものを記載した。

2 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

四 総則

1 地方税の分割納付に係る端数金額の納付方法の柔軟化

改正前の制度においては、地方税を複数の納期限を定め、分割して納付する場合において、その納期限ごとの分割金額に千円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、当該端数の金額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとされていました。

この方法によると、最初の納期限に係る金額が大きくなり、納期ごとの金額に大きな差が出るケ

ースがあります。たとえば、18,000円の税金を10回の納期に分割して納付する場合、 $18,000円 \div 10 = 1,800円$ ですが、2期目以後の各納期における納付額は千円未満の端数（800円）を切り捨てるので1,000円となる一方、1期目の納付額は9,000円となります。

今回の改正では、各地方団体の判断により、こうしたケースを回避することができるよう、地方団体が条例で異なる定めをすることができることとされました（地法20の4の2⑥）。

五 個人住民税

1 定率減税の縮減

(1) 改正の内容

個人住民税の定率減税（定率による税額控除）は、平成11年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として導入されました。

改正前の制度は、個人住民税所得割額（退職所得に係る現年分離課税分を除く）の15%に相当する金額（上限4万円）を個人住民税所得割の額から税額控除するものでした。

今回の改正においては、所得税と同様、個人住民税の定率減税についても2分の1に縮減することとされました。この結果、定率減税の額は、個人住民税所得割額（退職所得に係る現年分離課税分を除く）の7.5%に相当する金額（上限2万円）とされました（地法附則40⑦）。

改正後の道府県民税、市町村民税それぞれの定率減税の額は、以下の算式によって計算されることとなります。

- 道府県民税に係る定率減税の額
 $= \{(A+B) \times 0.075\} \times A \div (A+B)$

（注）100円未満の端数は切り上げる。

- 市町村民税に係る定率減税の額
 $= \{(A+B) \times 0.075\} - \text{道府県民税に係る定率減税の額}$
 $((A+B) \times 0.075 \text{ が } 2 \text{ 万円を超える場合には、} 2 \text{ 万円とする。})$

A＝定率減税前の道府県民税所得割額

B＝定率減税前の市町村民税所得割額

(2) 適用関係

改正後の規定は、平成18年度分以後の個人住民税から適用されます（改正地法附則2①、6①）。

2 65歳以上の者に係る非課税措置の廃止

(1) 改正の内容

改正前の個人住民税の人的非課税制度においては、①生活扶助を受けている者、②障害者、未成年者、65歳以上の者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下のものについて、一般的に所得稼得能力又は担税力が乏しいものと考えられることから、均等割及び所得割（②については、退職所得につき分離課税される所得割を除く。）を非課税とすることとされていました（旧地法24

の5①、295①)。

この制度の下における65歳以上の年金受給者の非課税限度額は、年金収入ベースでは245万円となっており、現役の給与所得者の給与収入ベースの非課税限度額又は課税最低限を大幅に上回っていました。また、65歳以上の年金受給者の所得税の課税最低限をも上回っていました。

今回の改正においては、現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保する観点から、この65歳以上の者に係る非課税措置を廃止することとされました。この結果、65歳以上の者についても、一般の非課税限度額制度が適用されることとなり、年金収入ベースでみた所得割の非課税限度額は夫婦の場合で225万円に下がることになります。

(2) 適用関係

改正後の規定は、平成18年度分の個人住民税から適用されます(改正地法附則2①、6①)。

ただし、急激な負担の変化を緩和する観点から、平成17年1月1日現在において65歳以上の者で、前年の合計所得金額が125万円以下のものに係る個人住民税(均等割及び所得割)については、平成18年度分はその3分の2を減額し、平成19年度分はその3分の1を減額することとされています。具体的には、所得割については、平成18年度分はその3分の2、平成19年度分はその3分の1を税額控除することとされ、均等割については、平成18年度分の道府県民税は300円、市町村民税は1,000円、平成19年度分の道府県民税は600円、市町村民税は2,000円とすることとされています(改正地法附則2②～⑤、6②～⑤)。

3 道府県が特例として行う個人の道府県民税の徴収及び滞納処分の要件緩和

個人の道府県民税は、徴税コストや納税者の負担等を考慮して、個人の市町村民税とあわせて市町村が賦課徴収することとされていますが、その特例として、改正前の制度では、地方税法46条2項の規定によって市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった場合にお

いては、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該市町村の地域の全部又は一部について3か月以内で定めた一定期間に限り、直接、市町村民税とあわせて徴収又は滞納処分(以下、「滞納処分等」という。)をすることができることとされていました。

今回の改正では、以下の3点について、要件の緩和が行われました。

① 改正前の制度では、「市町村の地域の全部又は一部」という要件があったため、道府県はその地域の滞納者全員を引き継がなければなりませんでした。道府県が高額滞納者や困難な事案に重点的に取り組むことも可能とする必要があることなどから、この要件を廃止し、地方税法46条2項の「報告に係る滞納者の全部又は一部」について、滞納処分等を行うことができることとされました(地法48①)。

② 改正前の制度では、「3月を超えない範囲内」の一定期間に限るという要件がありましたが、財産の差押えや換価等の滞納処分等が3か月で完了しない例もあるといった指摘も踏まえ、1年を超えない範囲内の一定期間に延長することとされました(地法48①)。

③ 改正前の制度では、地方税法46条2項の報告があった場合に道府県が滞納処分等を行うことができたとされていたことから、当該滞納者に現年分の滞納が生じた場合には対象とならなかったところですが、現年分の滞納もあわせて道府県が滞納処分等を行う方が効率的なことが多いことを踏まえ、当該滞納者が報告があった日の属する年の6月1日以後道府県が滞納処分等を行う一定期間内の納期限に係る道府県民税を滞納したときは、市町村長はその旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとするともに、その場合において、道府県知事は市町村長の同意を得て、この滞納分も繰越滞納分とともに滞納処分等を行うことができることとされました(地法48②)。

4 給与支払報告書の提出対象範囲の拡大

(1) 改正の内容

改正前の制度においては、1月1日現在において給与の支払いをする者で当該給与の支払いをする際所得税を源泉徴収する義務があるものは、1月31日までに、当該給与の支払いを受けている者について、その者に係る前年中の給与所得の金額等を記載した給与支払報告書を、その者の1月1日現在の住所地所在市町村に提出することとされてきました（地法317の6①）。

したがって、たとえばある年の途中で退職し、翌年の1月1日現在において給与の支払いを受けていない者については、その退職した年の所得に係る給与支払報告書を提出する必要がありませんでした。そのため、退職した本人には個人住民税の申告義務があるものの、市町村が所得の把握を行うことに困難な面があったところです。

今回の改正では、近年、フリーターの増加に端的に見られるように、雇用形態の多様化や雇用の流動化が進んできていることも踏まえ、所得把握を確実にを行うため、年中途中で給与の支払いを受けなくなった者についても、給与支払報告書の提出対象に含めることとされました。

具体的には、給与の支払いをする者で給与の支払いをする際所得税の源泉徴収をする義務があるものは、当該給与の支払いを受けている者のうち年中途中で給与の支払いを受けなくなったものがある場合においては、その翌年1月31日までに、当該給与の支払いを受けなくなった者について、その者に係る前年の給与所得の金額等を記載した給与支払報告書を、その者の給与の支払いを受けなくなった日現在における住所地所在市町村に提出することとされました。ただし、給与支払者の事務負担等を考慮し、その年にその給与支払者がその給与の支払いを受けなくなった者に支払った給与の総額が30万円以下の場合は、給与支払報告書の提出をしないこともできることとされました（地法317の6③）。

(2) 適用関係

この改正は、平成18年1月1日以後に給与の支払いを受けなくなった者がある場合について適用することとされています（改正地法附則6⑥）。したがって、課税資料としては、平成19年度分の個人住民税から活用されることとなります。

5 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間の延長

改正前の制度においては、昭和57年度から平成18年度までの各年度分の個人住民税に限り、農業を営む個人が、家畜市場・中央卸売市場等において飼育した肉用牛を売却した場合又は飼育した生産後1年未満の肉用子牛を一定の農業協同組合等に委託して売却した場合において、その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛である場合にはその肉用牛の売却に係る事業所得に係る個人住民税の所得割を免税にする等の措置が講じられていました。

今回の改正では、肉用牛生産を巡る状況は依然として厳しいことから、適用期間を3年間延長し、平成21年度までとすることとされました（地法附則6①④）。この改正は、所得税の改正に対応する改正です。

6 特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例

特定口座で管理されていた株式につき、発行会社の清算終了等による無価値化損失が生じた場合に、株式等の譲渡損失とみなすことができることとされました（地法附則35の2の2）。この改正は、所得税の改正に対応する改正です。

この改正は、平成17年4月1日以後に特定口座内保管上場株式等につき上場株式等に該当しないこととなった場合について適用することとされました（改正地法附則2⑦、6⑦）。

7 公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

改正前の制度においては、上場等の日において

所有期間が3年を超える株式を当該株式の上場等の日以後1年以内に証券業者への売委託等により譲渡をした場合において、一定の要件の下で譲渡所得等の金額を2分の1とする特例（公開株式に係る課税の特例）が設けられていました（旧地法附則35の2②）。

この特例については、上場株式等について優遇税率が適用されていることから適用が停止されていたところであり、今回の改正において、廃止することとされました。この改正は、所得税の改正に対応する改正です。

8 エンジェル税制の延長

いわゆるエンジェル税制については、ベンチャー企業支援の観点から、特定中小会社の特定株式について、一定の要件の下で、上場等の日の前日

までに譲渡等による損失が生じた場合における繰越控除の特例や3年超所有している一定の場合における譲渡による譲渡所得等の金額をその2分の1に相当する金額とする特例が講じられています。

今回の改正においては、譲渡所得等を2分の1とする特例の適用期限を2年延長し、平成19年3月31日までに払込みにより取得した特定中小会社の特定株式について適用することとされました（地法附則35の3⑧）。この改正は、所得税の改正に対応する改正です。

9 その他

上記の改正は地方税法の改正によるものですが、このほか所得税法及び租税特別措置法等の国税の改正の自動影響による改正があります。

六 法人住民税

1 人材投資（教育訓練）促進税制の創設

今回の改正において、法人税については、教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除制度を創設することとされました（措法42の12、68の15の2）が、法人住民税については、対象を中小企業者等に限定した上で、法人税割の課税標準である法人税額について、同制度による法人税額の控除後の額とする特例措置を講ずること等とされました。

具体的には、同制度の法人住民税への影響を一般的に遮断する（地法23①四、四の三、292①四、四の三）とともに、中小企業者等の法人税割の課税標準である法人税額については、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、租税特別措置法42条の12の規定により控除された金額がある場合には、その控除後の金額とする特例を講じることとされました（地法附則8⑤）。また、中小連結親法人等の法人税割の課税標準である調整前個別帰属法人税額についても、租税特別措置法68条の15の2の規定によ

る控除後の金額とする特例を講じることとされました（地法附則8⑥）。

なお、地方税において対象を中小企業者等に限定する趣旨は、この制度が企業の人材育成へのインセンティブを高め、我が国の産業競争力の強化を図るという国全体の観点で行われる特別措置である一方、中小企業者等に対する措置は、地域の人材の活用や地域産業の活性化を促進し、地方経済の発展に寄与するものであることを考慮したものであるとのことです。

七 法人事業税

1 分割基準の見直し

(1) 改正の内容

法人事業税は、法人が行う事業に対し、その法人の事務所等所在地の都道府県が課することとされていますが、事業を行う法人の事務所等が2以上の都道府県に設けられているときは、事業活動と行政サービスの受益関係を的確に反映した一定の分割基準に従って事務所等の所在する都道府県に課税標準額を分割する必要があります。

改正前の制度においては、固定資産等に事業活動の多くを依存する特殊な業種（倉庫業・ガス供給業・電気供給業・鉄道事業及び軌道事業）を除き、多くの業種で従業者数を分割基準とするとともに、この従業者数について、製造業においては工場従業者数を割り増したり、各業種において本社管理部門の従業者数を割り落とすなど、税源帰属をより適切に示すための補正が行われていました。また、銀行業・保険業・証券業においては、課税標準額の2分の1については従業者数を分割基準とし、残りの2分の1については事務所数を分割基準とする方式を採用していました。

今回の改正では、近年におけるIT化の進展やアウトソーシングの活用といった法人の事業活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、以下のとおり、分割基準の見直しが行われました。

① 非製造業における事務所数基準の導入

非製造業の分割基準について、課税標準額の2分の1を事務所数で按分し、2分の1を従業者数で按分することとされました（地法72の48③）。

これは、(i)事務所が所在するだけで一定の行政サービスを受益していること、(ii)事務所数基準は簡明な基準であり申告法人の事務負担も小さいこと、(iii)既に同基準は銀行業等において導入され、定着していること、などの理由によるものです。

② 本社管理部門の従業者数の圧縮措置の廃止

改正前の本社管理部門の従業者数の圧縮措置については、そのすべてを廃止することとされました（地法72の48④）。

これは、(i)近年、本社管理部門の形態が、事業部制や分社化の導入、アウトソーシングの活用等で多様化・分散化しつつあり、本圧縮措置の意義・効果が乏しくなっていること、(ii)実際の適用に当たって「本社管理部門」の範囲が分かりにくいケースもあること、(iii)申告に当たって計算が複雑であること、(iv)本圧縮措置の考え方と今回の改正で非製造業に「事務所数」基準を導入する趣旨が重複すること、などの理由によるものです。

(2) 適用関係

改正後の分割基準は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます（改正地法附則3②）。この結果、例えば、4月1日から3月31日を一事業年度とする法人においては、仮決算により中間申告する場合は見直し後の分割基準が適用されますが、予定納付により中間申告する場合は現行の分割基準が適用されることとなります。

2 外形標準課税における派遣船員の報酬給与額の取扱い

付加価値割の課税標準である付加価値額の算定においては、労働者派遣契約に基づき、労働者派遣の役務の提供を受けた法人（派遣先法人）の報酬給与額については、各事業年度において派遣先法人が役員又は使用人に支払う給与等の額に、派遣先法人が労働者派遣をした者や法人に支払う派遣契約料の75%を加算して算出し、労働者派遣をした法人（派遣元法人）の報酬給与額については、各事業年度において派遣元法人が役員又は使用人に支払う給与等の額及び派遣労働者に支払う給与等の額の合計額から、労働者派遣の対価として労

働者派遣の役務の提供を受けた者や法人から支払を受ける派遣契約料の75%を控除して算出することとされています。

今回の改正では、船員職業安定法の一部改正によって船員派遣が認められることに伴い、船員派遣契約に基づき、船員派遣の役務の提供を受け、又は船員派遣をした法人の報酬給与額について、労働者派遣契約に基づき、労働者派遣の役務の提供を受け、又は労働者派遣をした法人の報酬給与額と同様の算定方法とすることとされました（地法72の15②）。

3 電気供給業を行う法人の収入金額算定における託送供給料金に係る課税標準の特例措置の延長

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要（一定以上の大口需要）に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額から、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を控除する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成19年3月31日まで2年間延長することとされました（地法附則9⑩）。

八 不動産取得税

1 既存住宅及びその土地に係る特例措置の見直し

不動産取得税においては、既存住宅及びその土地の取得に対して、税負担を軽減するための特例が講じられています。まず、既存住宅の取得については、一定の要件を満たす既存住宅を取得した場合には、課税標準の算定上、その既存住宅の価格から、その住宅が新築された日に応じて350万円から1,200万円までの一定の金額が控除されます。また、既存住宅用土地の取得については、その土地を取得した日の前後1年以内にその土地の上の一定の要件を満たす既存住宅を取得した場合に、税額から、150万円又はその既存住宅の床面積の2倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額が控除されます。

今回の改正では、この既存住宅の定義が見直されるとともに、耐震要件を満たす住宅を特例の対象とするための要件の緩和が行われました。

(1) 既存住宅の定義の見直し

改正前は、既存住宅は「人の居住の用に供され

たことがある住宅」と定義されていましたが、従前、事務所として使用していたマンションの一式を住宅として取得した場合における適用関係が明確でなかったことから、こうした住宅が特例の適用対象となるよう、今回の改正においては、「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅」を既存住宅ということとされました（地法73の14③）。

(2) 耐震要件を満たす住宅を特例の対象とするための要件の緩和

本特例の対象となる既存住宅の要件については、改正前においては、床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下のものであることのほか、築後20年以内（耐火建築物については築後25年以内）のものであることが必要とされていました。

今回の改正では、築後年数にかかわらず、いわゆる新耐震基準を満たしている住宅を特例の対象とするため、

- ① 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること、
- ② 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定め

る地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものであること、

のいずれかの要件を満たすものについて、特例の対象とすることとされました（地令37の18①）。

2 非課税等特別措置の新設・拡充

(1) 保険業法に規定する承継保険会社が保険契約者保護機構の決定を受けて行う破綻保険会社の保険契約の移転に係る移転契約に基づき取得する不動産に係る非課税措置の恒久化

保険会社の破綻処理の迅速化・多様化を図るため、救済保険会社が現れない場合等の対応措置として、保険業法260条第6項の規定に基づき保険契約者保護機構が子会社として設立する承継保険会社への破綻保険会社の保険契約等の承継スキームが設けられています。改正前の制度においては、この承継に係る保険契約の移転によって取得する不動産について、保険契約の移転の円滑化、破綻処理コストの抑制を図ることにより、保険契約者の保護を図る観点から、平成17年3月31日までに保険契約者保護機構が保険業法270条の3の2第6項の規定による同項2号の決定をしたときに限り、不動産取得税を非課税とすることとされていました（旧地法附則10⑤）。

今回の改正では、保険業法に基づくこの承継スキームが恒久的な措置であること、特例措置の必要性等を踏まえ、この非課税措置について恒久化することとされました（地法73の7①二十）。

(2) 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議等により取得する農用区域内にある特定遊休農地に係る課税標準の特例措置の創設

第162回国会において、他の農業者への集積が進まないような遊休農地について、地域に特定農業法人がある場合、協議あるいは都道府県知事の調停により当該特定農業法人が買入れるスキームを創設することなどを内容とする農業経営基盤

強化促進法の改正が行われました。これに伴い、同法に規定する協議等により特定農業法人が取得する農用区域内にある特定遊休農地については、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を創設することとされました（地法附則11③⑧）。

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が選定事業により取得する一定の公共施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の創設

これまで、PFI法に基づく選定事業者が取得する家屋については、一定の要件のもとで特定用途港湾施設、一般廃棄物処理施設、国立大学法人の校地内の校舎について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきました（旧地法附則11②⑧③③）。

今回の改正では、PFI法に規定する選定事業者が、同法に基づく事業計画又は協定に従って実施する選定事業により取得した公共施設の用に供する家屋について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、価格の2分の1に相当する額を価格から控除する一般的な特例措置を創設することとされました。

本特例の対象となる選定事業については、①国又は地方公共団体が法律の規定によりその事務又は事業として実施する（＝公共代替性が強い）、②選定事業者が提供する公共サービスについて、その対価の全部を国・地方公共団体が支払う（＝サービス購入型事業であり民間競合のおそれがない）、③当該事業計画又は協定上、事業期間終了後は、国・地方公共団体の側に施設等が譲与される旨が定められている、のすべての要件を満たすことが必要とされています（地法附則11②⑤、地令附則7②④⑤）。

(4) 一般放送事業者が取得する地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の創設

地上放送のデジタル放送への早期かつ円滑な全面移行を進めるためには、地上放送デジタル化のための放送施設整備は喫緊の課題であることから、一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する高度テレビジョン放送施設整備事業により高度テレビジョン放送の用に供する一定の家屋を取得した場合、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の4分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を創設することとされました（地法附則11^㉔、地令附則7^㉔）。

(5) 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する認定構想推進事業者のうち民法34条法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置の創設

外客誘致の促進を図る観点から、外国人に魅力ある観光地づくりを支援するため、「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」が第162回国会において改正されました（法律名も「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」となります）。この改正により、民法34条法人など一定の者は地域観光振興事業構想を作成し、市町村長の認定を受けることができることとなりますが、これに伴い、今回の税制改正において、地域観光振興事業構想の認定を受けた認定構想推進事業者（民法34条法人に限る）が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を創設することとされました（地法附則11^㉔、地令附則7^㉔）。

この特例措置の対象となる重要文化財等とは、

①文化財保護法の規定によって重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物と指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、②同法に規定する登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、③同法に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で政令で定めるもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、④旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地とされています。

(6) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が民間都市再生整備事業計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置の創設

地方都市等における都市再生・地域再生を推進するため、都市再生特別措置法が改正され、民間都市開発事業を都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者が事業計画（民間都市再生整備事業計画）について国土交通大臣の認定を受け、その事業について民間都市機構の支援を受けることができることとなりました。これに伴い、民間都市再生整備事業計画について国土交通大臣の認定を受けた認定整備事業者が当該民間都市再生整備事業計画（認定整備事業計画）に基づき、当該計画に係る整備事業区域の区域内において取得する認定整備事業の用に供する不動産について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を創設することとされました（地法附則11^㉔、地令附則7^㉔）。

(7) 民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業区域内の不動産の所有者が、当該不動産を認定整備事業者に譲渡した場合における代替不動産に係る課税標準の特例措置の創設

上記(6)の都市再生整備事業の円滑な実施に資す

る観点から、認定整備事業区域内にある不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、その代替として認定整備事業によって建築された建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得した場合又は一定のやむを得ない事情により当該事業区域外の不動産を取得した場合における当該不動産等の取得について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を創設することとされました（地法附則11^③、地令附則7^{④⑤}）。

(8) 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当し、贈与税の納税猶予の継続を認められるときにおける徴収猶予を継続する特例措置の創設

農地等の生前一括贈与による不動産の取得に係る不動産取得税については、農地の細分化の防止や農業後継者の育成により農業の振興を図るという観点から、租税特別措置法による贈与税の納税猶予の例によって徴収を猶予することとされています。この徴収猶予を受けている受贈者が、当該納税猶予に係る特例適用農地等について、譲渡、転用又は賃借権等を設定した場合には、納税猶予の期限が確定することされており、受贈者がその特例適用農地等を農業生産法人に使用貸借させることにより法人化して営農を継続する場合においても、徴収猶予の継続は認められていませんでした。

今回の改正においては、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当し、贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置を、平成20年3月31日までに行われる使用貸借等に限り、創設することとされました（地法附則12^⑤）。

(9) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の対象範囲の拡充

改正前の制度においては、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する一定の事業用施設については、当該施設を取得から引き続き3年以上事業の用に供したときは、価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額をその税額から減額することとされていました。

今回の改正においては、心身障害者の雇用の促進等を更に図る必要があること等にかんがみ、この特例措置の適用期限を平成19年3月31日まで2年延長するとともに、障害者の範囲に精神障害者を追加することとされました（地法附則11の4^①、地令附則9^①）。

3 非課税等特別措置の延長

次の不動産取得税の非課税等特別措置の適用期限を平成19年3月31日まで2年延長することとされました（10を除く）。

- (1) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の営業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（地法附則10^①）
- (2) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（地法附則10^⑤）
- (3) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置（地法附則11^③）
- (4) 一定の特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（地法附則11^⑩）

- (5) 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（地法附則11⑪）
- (6) 都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が取得する同法に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業で当該再開発事業により整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築物の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（地法附則11⑫）
- (7) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地に係る課税標準の特例措置（地法附則11⑬）
- (8) 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場で複数の階に設けられるもの等の要件を満たすものの用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（地法附則11⑭）
- (9) 一定の民法34条法人が取得する国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（地法附則11⑮）
- (10) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が代替家屋を取得する場合における課税標準の特例措置
本特例については、対象を、被災家屋の敷地の用に供されていた土地が被災市街地復興推進地域の区域内の一定の地区にあり、かつ、当該地区内に代替家屋を取得した場合における当該代替家屋に限定した上で、その適用期限を平成22年3月31日まで5年延長することとされました（地法附則11⑯）。
なお、経過措置として、平成19年3月31日までに代替家屋の取得が行われる場合には、従来どおりの要件により特例措置が受けられることとされています（改正地法附則4③）
- (11) 一定の投資信託により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（地法附則11⑰）
- (12) 一定の投資法人により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（地法附則11⑱）
- (13) PFI法に規定する選定事業者が国の資金貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（地法附則11⑲）
- (14) PFI法に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する一定の一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（地法附則11⑳）
- (15) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（地法附則11㉑）
- (16) 民間都市再生事業計画に係る都市再生事業区域内の不動産の所有者が、当該不動産を認定事業者等に譲渡しその代替として取得する不動産に係る課税標準の特例措置（地法附則11㉒）
- (17) 入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る減額措置（地法附則11の4③）
- (18) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置（地法附則11の4⑤）
- (19) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及びその土地に係る課税標準の特例措置等（地法附則39②～④）

4 非課税等特別措置の縮減合理化

- (1) **自動車安全運転センターが取得する業務用不動産に係る非課税措置の課税標準の特例措置への移行**

改正前の制度においては、自動車安全運転センターが、その業務の用に供する一定の不動産を取得した場合には不動産取得税を非課税とすることとされていました（旧地法73の4①三十一）。

今回の改正においては、同センターが、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、平成15年10月1日から民間法人化

されていることを踏まえ、非課税等特別措置の整理合理化の観点から、他の同種の法人との均衡を図り、この非課税措置を廃止することとされました。あわせて、同センターの事業の公益性にかんがみ、その業務の用に供する一定の不動産を平成19年3月31日までに取得した場合に限り、当該不動産の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとされました（地法附則11④、地令附則7③②）。

(2) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場であって附置義務駐車場以外のものに係る課税標準の特例措置の縮減

改正前の制度においては、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場（駐車場法の規定により届出がなされた路外駐車場で複数階等一定の要件の下に設けられるもの）であって附置義務駐車場（駐車場法の規定に基づく条例で設置が義務付けられている駐車場）以外の用に供する家屋で、当該特定届出駐車場の用に供する部分については価格の4分の1を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられていました。

今回の改正においては、駐車場の設置は駐輪場の設置と異なり、その主体が公共セクターよりも民間事業者であることが多いこと、中心市街地における駐車場の必要性などを踏まえ、価格から控除する額を6分の1に改めた上で、その適用期限を平成19年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑥）。

(3) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る課税標準の特例措置の縮減

改正前の制度においては、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に規定する林業経営改善計画について認定を受けた者が、都道府県知事のあっせんにより林地を取得した場合について、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられていました。

今回の改正においては、この特例措置の適用実績が平成13年度の創設以来1件と少ないが、引き続き林業経営基盤の強化を図る必要があるとの観点から、価格から控除する額を4分の1に改めた上で、その適用期限を平成19年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑩）。

5 非課税等特別措置の廃止

(1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する一定の土地に係る課税標準の特例措置の廃止

改正前の制度においては、農林地所有権移転等促進事業により、農業者が自己の従前の農地に代わる農地を取得した場合、当該取得が平成17年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の10分の1又は6分の1を控除する課税標準の特例措置が講じられていました（旧地法附則11④）。

今回の改正においては、本特例について、適用実績がないことなどを踏まえ、非課税等特別措置の整理合理化の観点から、廃止することとされました。

(2) 日本勤労者住宅協会が取得する業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の廃止

改正前の制度においては、日本勤労者住宅協会が取得する日本勤労者住宅協会法に規定する業務

の用に供する土地については、当該取得が平成17年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられていました（旧地法附則11③）。

今回の改正においては、同協会の事業が民間事業とほぼ同じであり、本特例の適用実績も減少傾向にあることなどを踏まえ、非課税等特別措置の整理合理化の観点から、本特例を廃止することとされました。

(3) 民間都市開発推進機構が取得する土地取得譲渡業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の廃止

民間都市開発推進機構が取得する民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する事業見込地については、当該取得が平成17年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられていました（旧地法附則11⑨）。

本特例については、民間都市開発推進機構の事業見込地の取得期限が平成17年3月31日までであることにかんがみ、平成16年度税制改正において1年間に限り延長されていたものであり、今回の改正において、非課税等特別措置の整理合理化の観点から、廃止することとされました。

(4) 食品流通構造改善促進法に基づく資金の貸付けを受けて取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る課税標準の特例措置の廃止

改正前の制度においては、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品生産製造等に関する計画に基づき、農林漁業金融公庫からの貸付けを受け、集出荷施設や処理加工施設等の共同利用施設を取得した場合においては、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられていました（旧地法73の14⑥）。

今回の改正においては、本特例については、過去、平成11年度に1件適用があつて以来適用実績がないこと等を踏まえ、非課税等特別措置の整理合理化の観点から廃止することとされました。なお、本改正については、平成18年4月1日から施行することとされています（改正地法附則1三）。

6 その他

(1) 農業近代化資金又は漁業近代化資金の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化等のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置に係る規定の整備

本特例については、農業近代化資金及び漁業近代化資金に係る国庫補助金が廃止されましたが、従前の措置を継続するための規定の整備を行うこととされました（地法73の14⑥）。

(2) 外国政府が大使館等の用に供する不動産に係る非課税規定の整備

外国政府が大使館等の用に供する不動産については、外交関係に基づくウィーン条約等に基づき、国際慣行法上非課税とされていました。

今回の改正では、外国政府が不動産を、

① 大使館、公使館又は領事館

② 専ら①の公館の長又は大使館・公使館の職員の居住の用に供する施設

③ 専ら領事館の職員の居住の用に供する施設

の用に供する不動産として取得した場合には非課税とすることが法律上明記されました。ただし、③の施設については、外国が不動産取得税に相当する税を当該外国において課する場合には、この限りではないとされました（地法73の4②）。

九 自動車税

1 県域を越える自動車の転出入に係る月割計算の廃止

自動車税は、賦課期日である4月1日現在の所有者に1年分の税が課されるものですが、賦課期日後に納税義務が発生・消滅した場合においては、原則として月割計算による課税が行われることとされています。

したがって、改正前の制度においては、県域を越えて所有権が移転されたり、県域を越えて引越しをしたような場合には、月割計算による自動車税の納付、還付が行われる必要がありました。

（県内での所有権の移転については、月割計算ではなく、移転のあった年度の末日に当該移転があ

ったものとみなして課税することとされてきました。）

今回の改正においては、納税者や都道府県の事務負担の軽減や制度の合理化・簡素化を図る観点から、賦課期日後に自動車の主たる定置場が県域を越えて変更された場合又は県域を越えて自動車の所有者の変更があった場合においては、当該年度の末日に当該変更があったものとみなして、月割計算を廃止することとされました（地法150④、151③④、151の2）。

なお、本改正については、自動車取引の関係者や納税者への周知徹底を十分に行う必要があることから、平成18年4月1日から施行することとされています（改正地法附則5）。

十 自動車取得税

1 低公害車特例の延長

改正前の制度においては、いわゆる低公害車について、通常の自動車に比べ、排出ガス性能等が極めて優れていること、価格が割高であることなどから、その取得を促進するため、平成17年3月31日までに取得した場合に限り、自動車取得税の税率を控除する特例措置が講じられていました。

具体的には、電気自動車、メタノール自動車及び天然ガス自動車の取得については、本来適用されるべき税率（自家用車：5%、営業用車・軽自動車：3%）から2.7%を控除することとされてきました。

また、内燃機関と電気モーター等を併用して動力源とするハイブリッド自動車の取得については、本来適用されるべき税率から、バス・トラック等については2.7%、乗用車などその他の自動車については2.2%を控除することとされてきました。

今回の改正においては、地球温暖化対策や地域環境対策を引き続き推進する観点から、これらの

低公害車特例について、平成19年3月31日の取得まで2年延長することとされました（地法附則32③④）。

2 平成17年排出ガス基準適合車に係る早出し特例の延長

改正前の制度においては、平成17年排出ガス基準適合車（ディーゼル車に限る。）の取得については、規制開始日である平成17年9月30日までに取得した場合に限り、本来適用されるべき税率から、バス・トラック等については2%、乗用車などその他の自動車については1%を控除することとされてきました。

今回の改正においては、この基準に適合したトラック・バス等の本格的な普及促進のため一層の支援が求められる状況であったことを踏まえ、規制開始日後ではあるものの、旧規制適合車の継続生産の認められている期間である平成19年9月30日までのうち、早期（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）に基準適合車（トラック・バ

ス等に限る。)を取得した場合に限り、本来適用されるべき税率から1%を控除することとされました(地法附則32⑪)。

3 特例措置の廃止

(1) 超低PM認定車に係る特例措置の廃止

改正前の制度においては、粒子状物質(PM)の排出量をディーゼル車の最新排出ガス規制基準からさらに75%以上低減させた基準を満たすものとして「超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度」の認定を受けた自動車の取得について、平成17年3月31日までの間に取得した場合に限り、本来適用されるべき税率から1.5%を控除することとされていました(旧地法附則32⑫)。

今回の改正においては、平成17年からは世界で最も厳しい水準とされる新しいディーゼル車規制が開始されることとなっており、本特例について

は、その役割を終えたと考えられること等を踏まえ、非課税等特別措置の整理合理化の観点から、廃止することとされました。

(2) 平成16年排出ガス規制適合車に係る特例措置の廃止

平成16年排出ガス規制は、12トンを超えるディーゼル車についての規制であり、平成16年10月1日から規制開始されていますが、この新基準適合車の早期取得と早期供給を促進するため、改正前の制度においては、当該適合車の取得について、平成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に取得されるものに限り、税率から1%を控除することとされていました(旧地法附則32⑬)。

今回の改正において、本特例については、期限到来により、廃止することとされました。

十一 軽油引取税

1 夜間の強制調査に係る規定の整備

改正前の制度においては、軽油引取税について、夜間に強制調査を行うことはできないこととされていました。

今回の改正では、夜間に営業する石油製品販売業者が納税義務者又は特別徴収義務者になることなどを踏まえ、夜間に強制調査を行うことができる地方税の税目に、軽油引取税を追加することとされました(地令59)。

2 課税免除措置の見直し

- (1) 消防庁又は地方公共団体が消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用に供する軽油について、課税免除措置を講ずることとされました(地令56の2の5)。
- (2) 航空保安施設を設置し管理する者が航空保安施設の電源の用に供する軽油及び航空交通管制用通信設備を設置し管理する者が航空交通管制用通信設備の電源の用に供する軽油に対する課税免除措置を廃止することとされました(旧地令56の2の5)。

十二 固定資産税・都市計画税

1 非課税等特別措置の新設・拡充

(1) 長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特例措置の創設

改正前の制度においては、震災、風水害等の災

害により滅失又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で直近の賦課期日現在で住宅用地特例の適用を受けていたものについては、被災により住宅が滅失又は損壊し住宅用地として使用することができない場合であっても、被災後2年度分

の固定資産税について住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することとされていましたが、災害等に伴う避難指示が長期に及んだ場合には、避難指示解除後には住宅用地特例が適用されない可能性もありました。

今回の改正においては、災害対策基本法に基づく避難指示等（避難勧告及び警戒区域の設定を含む。）が行われた場合において当該避難指示等の解除日が災害発生年の翌年以後となった場合、被災年度の翌年度から当該避難指示等の解除日後3年度までの固定資産税について、住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することとされました（地法349の3の3①）。

(2) 三宅島噴火災害に伴う代替取得資産に係る特例措置の創設

今回の改正においては、避難状態が極めて長期に及んだ三宅島噴火災害の特異性を踏まえ、代替取得資産に係る特例措置を創設することとされました（地法附則16の2⑪⑫、地令附則12の2⑬～⑰）。

具体的には、平成12年から平成17年までの東京都三宅村の区域に係る噴火災害により滅失又は損壊した家屋の所有者が、平成17年2月1日（避難指示解除日）から平成21年3月31日までの間に代替家屋の取得又は損壊した家屋の改築をした場合には、その取得又は改築後の4年度分の固定資産税については、固定資産税額から2分の1を減額することとされました（地法附則16の2⑪）。また、平成12年から平成17年までの東京都三宅村の区域に係る噴火災害により滅失又は損壊した償却資産の所有者が、上記の期間中に当該償却資産に代わる償却資産の取得又は損壊した償却資産の改良をした場合には、その取得又は改良後の4年度分に限り、固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置を創設することとされました（地法附則16の2⑫）。

なお、このうち、住宅用家屋に関しては、新築住宅に係る特例措置（地法附則16①、最初の3年度分2分の1を減額）と重複して適用が認められ

るため、基本的には最初の3年度分は4分の1まで減額されることになります。また、新築住宅が一定の中高層耐火建築物の要件を充足する場合、新築特例の対象期間が最初の5年度分まで延伸されるため（地法附則16②）、本特例との連乗の効果（4分の1までの減額）は、4年度分を通じて確保されることとなります。

(3) 浸水想定区域内の地下街等における水害防止用避難対策設備に係る特例措置の創設

地域の水害及び土砂災害の防止力の向上を図るため、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大や市町村地域防災計画に位置づけた浸水想定区域内の地下施設における避難確保計画の作成の義務付け等を内容とする水防法の改正が行われました。これに伴い、同法に規定する浸水想定区域内の地下街等（床面積5千平方メートル以上のもの）の所有者又は管理者が、同法に規定する避難確保計画に基づき、平成19年3月31日までに取得する当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための一定の施設及び設備の用に供する家屋及び償却資産について、最初の5年度分に限り、固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の2分の1とすることとされました（地法附則15⑤⑦、地令附則11⑥⑧）。

(4) 登録有形文化財等の家屋及び重要文化的景観等の家屋・敷地に係る特例措置の創設

文化財保護法に基づく国指定の文化財については、その文化的価値にかんがみた公共性に加え、自由な使用・処分に制限が課されていること、維持・管理に相当の負担を要すること等の事情を考慮し、固定資産税・都市計画税を非課税とする措置が講じられています（地法348②八、702の2②）。

今回の改正では、文化財保護法に規定する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその敷地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその敷地について、固定資産税・都市計画税の課税標準を価格

の2分の1とする措置を講じることとされました
(地法349の3⑪、702②、地令52の3の3)。

(5) 都市鉄道利便増進事業により取得された鉄道施設に係る特例措置の創設

既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ都市鉄道等の利用者の利便を増進する都市鉄道利便増進事業を促進するため、都市鉄道等利便増進法が制定されました。これに伴い、都市鉄道の利便増進を図るため、鉄道事業者や地方公共団体等の関係者が共同で作成する速達性向上計画・交通結節機能高度化計画に基づく都市鉄道利便増進事業（速達性向上事業・駅施設利用円滑化事業）により取得された鉄道施設等に係る特例措置が以下のとおり創設されました。

- ① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、一定の市街化区域等において同法に規定する都市鉄道利便増進事業により平成19年3月31日までの間に整備し、直接鉄道事業等の用に供するトンネルについて、固定資産税を非課税とすることとされました（地法附則14⑤、地令附則10の3④～⑥）。
- ② 鉄道事業者等が、都市鉄道利便増進事業により平成19年3月31日までの間に取得する一定の都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税・都市計画税の課税標準を最初の5年度分に限り、価格の3分の2とすることとされました（地法附則15⑤、地令附則11⑦⑧⑨）。

(6) PFI 法に基づき国又は地方公共団体により選定された選定事業者が選定事業により整備する一定の公共施設の用に供する家屋及び償却資産に係る特例措置の創設

今回の改正において、不動産取得税と同様に、PFI 事業に対する一般的な特例措置が創設されました。具体的には、PFI 法に規定する選定事業者が、同法に基づく事業計画又は協定に従って実施する選定事業により平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得した一定の家屋及

び償却資産について、固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の2分の1とすることとされました。本特例の対象となる選定事業については、①国又は地方公共団体が法律の規定によりその事務又は事業として実施する、②選定事業者が提供する公共サービスについて、その対価の全部を国・地方公共団体が支払う、③当該事業計画又は協定上、事業期間終了後は、国・地方公共団体の側に施設等が譲与される旨が定められている、のすべての要件を満たすことが必要とされています（地法附則15⑤、地令附則11⑥⑨⑦⑩）。

(7) 港灣法に規定する認定運営者が指定特定重要港灣において国の資金の貸付けを受けて取得する一定の港灣施設（荷さばき施設）に係る特例措置の創設

港湾の運営の効率化による国際競争力の強化等を目的として港湾法が改正され、特定重要港湾であって大規模な国際コンテナ埠頭を有するもののうち、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により国際競争力の強化を図ることが特に重要なものを指定特定重要港湾として指定し、特定国際コンテナ埠頭の運営者に対し、特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産等の貸付制度及び無利子資金の貸付制度を創設することとされました。これに伴い、指定特定重要港湾に指定された港湾において、港湾管理者の認定を受けた認定運営者が、国の港湾整備資金貸付け（無利子貸付け）を受けて、平成19年3月31日までの間に取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産（一定の荷さばき施設）について、固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置が創設されました（地法附則15⑤、地令附則11⑦）。

指定特定重要港湾として国土交通大臣の指定が想定されるのは、京浜港、阪神港、伊勢湾の3区域です。認定運営者としては、港湾運送会社の出資により設立される株式会社が予定されています。

(8) 地震防災対策用の償却資産に係る特例措置の対象地域の拡大

改正前の制度においては、東海地震に係る地震防災対策強化地域（既に一定期間を経過した指定地域を除く。）及び東南海・南海地震に係る防災対策推進地域において、平成18年3月31日までの間に新たに取得された地震防災応急対策の用に供する償却資産については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分に限り、価格の3分の2とする措置が講じられていました。

今回の改正では、昨年、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が成立したことに伴い、同法に基づき指定された地震防災対策推進地域を、新たに対象に追加することとされました（地法附則15③）。なお、具体の地域指定は、本年秋を目途に行われる見込みです。

(9) 鉄道の新規営業路線開設のために敷設された線路設備等に係る特例措置の対象の追加

鉄道輸送力増強の実現には、多額の設備投資を要する一方、鉄道運賃には一定の規制が課されていることにかんがみ、鉄道事業者が新たな営業路線を開業するために敷設した線路・電路設備等の構築物については、固定資産税の課税標準を、最初の5年度分は価格の3分の1、その後の5年度分は価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

本年2月開港の中部国際空港は、愛知県常滑市沖の人工島に位置しますが、そのアクセス鉄道（中部国際空港連絡鉄道）に係る鉄道構築物のうち、人工島内に所在するものは、島内施設の一体管理を確保する見地から、鉄道事業法上の第3種鉄道事業者とならない(株)中部国際空港が所有することとされているため、改正前の制度においては、この特例措置の対象とはなりません。

今回の改正では、今回敷設された鉄道構築物を特例措置の対象とできるよう、敷設者として、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第2項に規定する指定会社（＝(株)中部国際空港）

が追加されました（地法349の3②）。

なお、改正前の法律には、本州四国連絡橋公団がJR瀬戸大橋線の鉄道橋梁部分を所有していたことから新規路線の敷設者として規定されていたが、道路関係4公団の民営化に伴い同公団は解散すること、今後、同様のスキームの鉄道整備が想定されないことを踏まえ、今回の改正に併せて、削除されました。

(10) 小型船舶検査機構の業務用資産に係る特例措置の対象業務の追加

船舶安全法に基づき設立されている小型船舶検査機構が所有する固定資産については、小型船舶に関する人命安全の確保に資するなど、高い公益性が認められる業務の用に供するものについて、固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の3分の1とする特例措置が講じられています（旧地法349の3②⑨、702②）。

昨年成立した、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律により、同機構の業務に小型船舶用原動機放出量確認等事務が追加されましたが、当該事務は、既存の特例対象事務と同様の公益性を有していること、手数料等に係る裁量度も低いことから、今回の改正では、新たに特例対象事務に追加することとされました（地法349の3②⑦）。

(11) 公害防止用設備・公害防止用設備の優良更新代替設備に係る特例措置の対象設備の追加等

① 公共の危害を防止するために設置される各種公害防止設備のうち平成18年3月31日までに取得されたものについては、その設備整備の緊要性や設備投資費用の多寡等を考慮した上で、段階を設けて固定資産税の課税標準の特例措置が講じられています。

今回の改正では、昨年の大気汚染防止法改正により、揮発性有機化合物についてその規制対象・排出基準等が明らかにされたことを受けて、他の対象設備との均衡を踏まえ、同法に規定する揮発性有機化合物排出抑制施設

を課税標準を価格の6分の1とする特例の対象に追加することとされました（地法附則15⑤十）。

- ② 公共の危害防止に資する効果が著しく高い一定の優良更新代替施設・設備についても、平成18年3月31日までに取得されたものについては、固定資産税の課税標準の特例措置が講じられていますが、この特例措置についても、揮発性有機化合物排出抑制施設を追加し、課税標準を価格の2分の1とすることとされました（地法附則15⑧）。

- ③ 一方、公害防止用設備に係る特例措置の内容は、対策の進展や産業構造の変化等に伴い、不断に見直すべきことから、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備については課税標準を価格の3分の2（改正前：2分の1）に、ダイオキシン類処理施設については課税標準を価格の3分の1（改正前：6分の1）に、それぞれ縮減することとされました（地法附則15⑤七、九）。

(12) 緑化施設整備計画に基づき設置される緑化施設に係る特例措置の拡充

改正前の制度においては、都市緑地法に規定する市町村長の認定を受けた緑化施設整備計画（緑化地域内の緑化施設整備に係るものを除く。）に基づき設置された一定の緑化施設については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分に限り、価格の2分の1とする特例措置が講じられていました。

今回の改正では、同計画に基づき緑化地域等において設置される一定の緑化施設（緑化率規制の対象となる特定建築物の緑化施設でその緑化率規制の最低限度以下の部分を除く。）を本特例の対象に追加することとされました。また、課税標準については、緑化率規制の対象となる特定建築物の緑化施設で緑化率規制の最低限度を超える部分については最初の5年度分に限り価格の3分の1とし、それ以外の対象施設については従前どおり最初の5年度分に限り価格の2分の1とすること

とした上で、適用期限を平成19年3月31日まで延長することとされました（地法附則15⑫、地令附則11⑳）。

(13) 新たな独立行政法人等に係る特例措置

新たに設けられる以下の独立行政法人等について、国としての政策性、業務の公共性・公益性や収益性の多寡等の要素を考慮の上、以下のような特例措置を講じることとされました。

- ① 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
科学技術に関する研究業務の用に供する一定の固定資産について、固定資産税・都市計画税を非課税とすることとされました（地法348②四十一、702の2②）。

② 総合法律支援法に基づく日本司法支援センター

裁判その他の紛争解決のための情報提供業務の用に供する一定の固定資産について、固定資産税・都市計画税を非課税とすることとされました（地法348②四十二、702の2②）。

③ 独立行政法人医薬基盤研究所

医薬品・医療用器具・生物資源開発に関する研究業務の用に供する一定の固定資産について、固定資産税・都市計画税を非課税とすることとされました（地法348②四十三、702の2②）。

④ 独立行政法人日本原子力研究開発機構

原子力及び核燃料サイクル確立のための研究開発業務の用に供する一定の設備・設備を収容する家屋について、固定資産税・都市計画税の課税標準を、最初の5年度分は価格の3分の1、その後5年度分は価格の3分の2とする特例措置を講じることとされました（地法349の3⑩、702②）。

3 非課税等特別措置の延長

次の固定資産税の非課税等特別措置の適用期限を平成19年3月31日まで2年延長することとされました（(5)(16)を除く）。

- (1) 鉄道事業者等が設置する一定の自転車駐車場に係る課税標準の特例（地法附則15④）

- (2) 心身障害者多数雇用事業所の事業主が助成金を受けて取得した事業所用家屋に係る課税標準の特例（地法附則15⑩）
- (3) 一定の民法34条法人が国立大学法人等の敷地内に取得する共同研究用施設に係る課税標準の特例（地法附則15⑭）
- (4) 一般放送事業者が新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例（地法附則15㉓）
- (5) 電気通信基盤充実臨時措置法に基づく高度通信施設整備事業により新設される一定の電気通信設備（新世代通信網・広帯域加入者網など）に係る課税標準の特例（地法附則15㉔、地規附則 6 ㉔）

本特例については、対象設備のうち、IPバージョン 6 対応型ルーター、デジタル加入者回線信号分離装置、衛星インターネット通信用無線設備及び衛星インターネット通信用多重化装置の課税標準を最初の 5 年度分に限り価格の 5 分の 4（改正前：4 分の 3）とした上で、電気通信基盤充実臨時措置法の期限である18年 5 月 31日まで延長することとされました。
- (6) 脱特定フロン対応型設備に係る課税標準の特例（地法附則15㉕、地規附則 6 ㉕）

本特例については、工業用遠心冷凍機が対象から除外されることとされました。
- (7) 電気自動車に充電するための設備等に係る課税標準の特例（地法附則15㉖）
- (8) 一定の第 3 セクターが公共事業に係る政府の補助を受けて行う既設の駅の改良工事で駅周辺の都市機能の増進に資するものとして取得する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例（地法附則15㉗）
- (9) 離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る課税標準の特例（地法附則15㉘）
- (10) 鉄道事業者等が、既設の鉄道等の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものにより取得した一定の停車場建物等に係る課税標準の特例（地法附則15㉙）
- (11) 鉄道事業者等が政府の補助（地方鉄道近代化

補助）を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る課税標準の特例（地法附則15㉚）

- (12) PFI 法に基づく選定事業者が国庫補助を受けて取得した一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例（地法附則15㉛）
- (13) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例（地法附則15㉜）
- (14) 鉄道事業者等が設置した IC カードの利用の用に供する一定の設備に係る課税標準の特例（地法附則15㉝）
- (15) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置（地法附則16⑤、地令附則12⑩）

本特例については、貸家住宅の床面積要件の下限を40平方メートル（改正前：35平方メートル）とすることとされました。

- (16) 阪神・淡路大震災に係る被災住宅用地に対する特例・代替取得家屋に係る特例措置

本特例については、対象を、被災市街地復興推進地域の区域内の一定の地区にあるものに限定した上で、平成22年度分の固定資産税まで 5 年延長することとされました（地法附則16の 2 ⑩まで）。

なお、経過措置として、従来の対象地域については、平成19年度分の固定資産税まで特例措置が受けられることとされています（改正地法附則12）。

- (17) 関西文化学術研究都市における文化学術研究交流施設用家屋に係る課税標準の特例（地法附則39⑤）

3 非課税等特別措置の縮減合理化

- (1) 鉄道事業者等の新造車両に係る特例措置に対する適用期限の設定

改正前の制度においては、鉄道事業者等が、新たに製造された一定の車両を事業用に供する場合、当該車両に係る固定資産税の課税標準を最初の 5 年度分に限り、価格の 2 分の 1 とすることとされ

ていました（旧地法349の3⑫）。

今回の改正では、この規定を附則に移行した上で、19年3月31日までの取得に係るものを対象とすることとされました（地法附則15⑤）。

(2) 鉄道事業者等の変電所に係る特例措置の縮減

改正前の制度においては、鉄道事業者等により新たに建設された変電所の用に供する償却資産で当該鉄道事業者等がその事業の用に供する一定のものについては、固定資産税の課税標準を、最初の5年度分は価格の5分の3、その後の5年度分は価格の4分の3とすることとされていました（旧地法349の3⑮）。

今回の改正では、6年度目以降の後半5年度分の特例が廃止されました（地法349の3⑬）。改正後の規定は、平成18年4月1日以後に建設された償却資産に対して適用することとされています（改正地法附則7⑧）。

(3) 民間法人化された特殊法人に係る特例措置の縮減

改正前の制度においては、社会保険診療報酬支払基金及び自動車安全運転センターの2特殊法人については、いずれも一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の6分の1とする特例措置が設けられていました（旧地法349の3⑲④）。

両法人は、特殊法人等の整理合理化の検討の過程で、「民間法人化された特殊法人」に分類するものと整理されましたが、この類型に属するその他の法人に係る課税標準の特例は、価格の2分の1ないし3分の1が基本となっていることから、今回の改正では、法人の税負担の増加にも配慮した上で、課税標準を価格の3分の1に改めることとされました（地法349の3⑳㉓）。

改正後の規定は、平成19年4月1日より施行し、（改正地法附則1四）、所要の経過措置を整備することとされました（改正地法附則7⑨⑩）。

(4) 流通システム効率化を促進する物流施設に係る特例措置の縮減

流通機能の高度化に寄与する一定の要件を充たす倉庫・附属機械設備・港湾上屋については、固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の一定割合に軽減する措置が講じられています。

今回の改正では、対象となる倉庫から保税蔵置場として許可を受けた倉庫が除外されるとともに、適用期限が平成19年3月31日まで1年延長されることとなりました（地法附則15③、地令附則11③）。

(5) 駐車場整備促進に係る特例措置の縮減

改正前の制度においては、中心市街地内における良好な都市形成を図るとともに、路上駐車減少による交通の安全確保に資するため、都市計画に定める駐車場整備地区内において、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分に限り、価格の6分の5とする特例措置が講じられていました。

今回の改正では、取得後5年度分の課税標準を価格の8分の7に縮減した上、適用期限を19年3月31日まで延長することとされました（地法附則15⑪）。

(6) 石油代替エネルギー利用促進に係る特例措置の縮減

改正前の制度においては、石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する一定の機械その他の設備について、固定資産税の課税標準を最初の3年度分に限り、価格の6分の5とする特例措置が講じられていました。

今回の改正では、対象から廃棄物発電設備を除外するとともに、木くず焚ボイラーについて、最初の3年度分の課税標準を価格の8分の7に改めた上で、適用期限を19年3月31日まで延長することとされました（地法附則15⑭、地規附則6④⑥⑧）。

(7) 電気通信システム信頼性向上施設に係る特例措置の縮減

改正前の制度においては、電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づく信頼性向上施設整備事業により新設した一定の電気通信設備・施設について、固定資産税の課税標準を最初の5年度分に限り、価格の4分の3（電子式回線切替装置及び非常用電源装置については価格の5分の4）とする特例措置が講じられていました。

今回の改正では、電子式回線切替装置及び高信頼管路設備について、最初の5年度分の課税標準を価格の6分の5に改めた上で、適用期限を電気通信基盤充実臨時措置法の期限である平成18年5月31日まで延長することとされました（地法附則15②、地規附則6⑦）。

(8) 高度有線テレビジョン放送施設に係る特例措置の縮減

改正前の制度においては、有線テレビジョン（ケーブルテレビ）放送事業者が、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設する一定の放送施設について、固定資産税の課税標準を最初の5年度分に限り、価格の4分の3（光幹線路（光ファイバケーブル）については価格の8分の7）とする特例措置が講じられていました。

今回の改正では、デジタル送信用光伝送装置について、最初の5年度分の課税標準を価格の5分の4に改めた上で、適用期限を電気通信基盤充実臨時措置法の期限である平成18年5月31日まで延長することとされました（地法附則15③）。

4 非課税等特別措置の廃止

次の固定資産税の非課税等特別措置を、所要の経過措置を講じた上で、廃止することとされました。

- (1) 東京地下鉄株式会社が直接地下鉄道事業の用に供するトンネルに係る非課税措置（旧地法348②二の四）

なお、今後建設される東京地下鉄のトンネル

については、他の鉄道事業者と同様に、一般規定が適用されることとなります（地法348②二の五）。

- (2) 鉄道事業者等が特定の車庫の新增設をするために敷設した構築物に係る課税標準の特例（旧地法349の3②）
- (3) BSE対策実施のため化製場設置者が整備した死亡牛の化製処理の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例（旧地法附則15⑤）
- (4) BSE対策実施のため飼料製造業者が整備した飼料製造の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例（旧地法附則15⑥）

5 その他

- (1) 外国政府所有の大使館等の用に供する固定資産に係る非課税規定の整備

外国政府が所有する大使館等の用に供する固定資産については、外交関係に基づくウィーン条約等に基づき、国際慣行法上非課税とされていました。

今回の改正では、外国政府が所有する、

- ① 大使館、公使館又は領事館
- ② 専ら①の公館の長又は大使館・公使館の職員の居住の用に供する施設
- ③ 専ら領事館の職員の居住の用に供する施設の用に供する固定資産は非課税とすることが法律上明記されました。ただし、③の施設については、外国が我が国の所有する③に相当する固定資産に対して固定資産税に相当する税を課する場合には、この限りではないとされています（地法348⑨）。

十三 特別土地保有税

1 徴収猶予制度の見直し

特別土地保有税については、平成15年度から新規課税が停止されていますが、それ以前の課税分について、将来土地を有効利用する予定がある場合には一定期間徴収を猶予する徴収猶予制度の下、多額の徴収猶予が残っている状況にあります。徴収猶予されている土地については、猶予期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務が免除されることとなりますが、租税債権債務が不安定な状況である徴収猶予期間が長期にわたることは、事業者にとって経営のリスクとなるとともに、市町村にとっても事務負担となっているところでした。こうした状況の下、今回の改正では、土地の有効利用を促進するとの特別土地保有税の課税趣旨を踏まえつつ、徴収猶予の早期処理が可能となるよう以下の見直しが行われました。

(1) 徴収猶予期間の制限

- ① 現行の徴収猶予期間の終期到来後、新たな徴収猶予の延長期間等の合計を10年を超えない範囲内としなければならないこととされました。ただし、地方公共団体等が施行する土地区画整理事業等に係るものは除くこととされました（地法附則31の3の5①③、地令附則16の2の4①）。
- ② 土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施

行に係る場合においては、①により延長することができる期間内に定められている事業施行期間の終了の時まで延長することができることとするとともに、災害が発生した場合においては2年を超えない範囲内で更に1回に限り延長することができることとされました（地法附則31の3の5①②）。

(2) 免除要件の見直し

地方税法602条の規定により特例譲渡として徴収猶予されている土地で、同条1項1号ニに規定される「宅地供給に資する土地」のうち一定の土地について、納税義務の免除の時期を、改正前の土地の譲渡があった時から、土地の造成等をし、譲渡をするための公募をした時に改めることとされました（地法附則31の3の5④、地令附則16の2の4②）。

(3) 計画変更の見直し

改正前の制度においては、徴収猶予を受けるための理由となる土地の有効利用に係る計画は1回に限り計画変更が認められていましたが、今回の改正では、これを2回可能とすることとされました（地法附則31の3の4）。

2 非課税等特別措置

非課税等特別措置について、その適用期限の延長等、所要の措置が講じられました。

十四 事業所税

1 非課税等特別措置の新設・拡充等

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する非課税措置の創設

改正前の制度においては、中小企業経営革新支援法に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対して非課税措置が講じられていました。

今回の改正では、同法が、新事業創出促進法及び中小企業の創造的事业活動の促進に関する臨時

措置法とともに改正され、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に一本化されたことに伴い、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する非課税措置を講ずることとされました（地法701の34③十八）。

なお、改正前に承認を受けた経営基盤強化計画は、新法の経営基盤強化計画とみなされることから、引き続き事業所税の非課税措置が講じられることとなるところです。

(2) 一定の防火対象物に設置される避難施設等に対する資産割の非課税措置の範囲の拡大

本特例については、対象となる防火対象物の範囲に公共事業に伴う敷地面積の減少による既存不適格建築物を追加することとされました（地令56の43③）。

(3) 心身障害者多数雇用事業所に対する資産割の課税標準の特例措置の範囲の拡大

本特例については、対象となる障害者の範囲に精神障害者を追加することとされました（地令56の68②）。

(4) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置の適用期限の延長

本特例については、適用期限を平成19年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則39⑦）。

2 非課税等特別措置の見直し

(1) 障害者及び年齢60歳以上の者に対する従業者割に係る非課税措置の見直し

- ① 改正前の制度においては、年齢60歳以上の者（役員を除く）については、これらの者を従業者から除くことにより、これらの者に係る給与等の額に対しては従業者割を課さないこととされていました。

今回の改正では、昨年改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において雇用確保措置が義務化される年齢が引き上げられたことに伴い、非課税の対象となる者の年齢を雇用確保措置の義務化年齢に合わせるよう、次のとおり引き上げることとされました（地法701の31①五、改正地法附則9②～⑤）。

- (i) 平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 62歳以上
- (ii) 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 63歳以上
- (iii) 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 64歳以上
- (iv) 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 65歳以上

なお、この改正に伴い、国の雇用に関する助成に係る者に対して従業者割の課税標準を2分の1控除している特例措置についても、55歳以上60歳未満の者としている対象年齢要件について、60歳未満から、非課税措置の見直しにあわせて段階的に65歳未満に引き上げ、その範囲を拡大することとされました（地法701の31①五）。

- ② 本非課税措置の対象となる障害者の範囲に精神障害者を追加することとされました（地令56の17二）。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置の見直し

改正前の制度においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設で一定のものについて、資産割の課税標準を4分の3控除する特例措置が講じられていました。

今回の改正では、課税標準からの控除割合を2分の1とした上で、適用期限を平成19年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則32の7③）。

(3) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する資産割の課税標準の特例措置の見直し

改正前の制度においては、多極分散型国土形成促進法に規定する同意基本構想に従って整備される一定の中核的民間施設でその基本構想の同意を受けた日から10年を経過する日までに整備されたものについて資産割の課税標準を5年間床面積から2分の1を控除する特例措置が講じられていました。

今回の改正では、これまでの適用実績及び今後の適用見込みの状況等を勘案し、現在特例措置が講じられている施設については経過措置を講じつつ、課税標準からの控除割合を3分の1とした上で、適用期限を平成19年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則32の7②、改正地法附則9⑦）。また、対象となる施設の見直しが行われました（地令附則16の2の10②）。

(4) 公害防止用施設に対する資産割の課税標準の特例措置の見直し

本特例については、対象から一般粉じん処理施設を除外するとともに、対象に揮発性有機化合物排出抑制設備を追加することとされました（地令56の53①三、地規24の11③）。

(5) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて食品循環資源の再生利用を業として行う者が再生利用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置の見直し

本特例については、対象から食品循環資源飼料化設備を除外することとされました（地規24の11の2②）。

3 非課税等特別措置の廃止

- (1) 中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画に基づき設置される施設に対する資産割の非課税措置の廃止（旧地法附則32の3①）
- (2) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する認定組合等が実施する研究開発等事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の廃止（旧地法附則32の7⑥）
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する自動車製造業者等が自動車破碎残さの再資源化の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の廃止（旧地令56の53①十）
- (4) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の廃止（旧地令56の53①九）

十五 国民健康保険税

1 課税限度額に係る規定の整備

国民健康保険税は、本来、国民健康保険制度において保険料として徴収することとされていたものを、徴収確保の観点から、市町村が税として徴収することを選択できるようにするために設けられているものです。また、その課税（賦課）限度額については、国民健康保険制度全体における被

保険者等の負担の状況等を踏まえ技術的、専門的に検討され、国民健康保険料及び国民健康保険税について同一の金額が定められています。

このような現状等を踏まえ、改正前は地方税法において定めていた国民健康保険税における課税限度額（具体的な金額）について、今回の改正では、政令で定めることとするために、規定の整備を行うこととされました（地法703の4①②③）。

十六 国有資産等所在市町村交付金

1 外国政府が大使館等の用に供している 国有資産等に係る交付金対象除外規定の 整備

外国政府が所有する大使館等の用に供する固定資産について固定資産税等の非課税措置が明確化

されることに伴い、国有・公有資産を外国政府が大使館等の用に供するために使用している場合についても、当該資産を国有資産等所在市町村交付金の対象から除く規定を整備することとされました（国有資産等所在市町村交納付金法2③七）。

十七 国有提供施設等所在市町村助成交付金

1 基地交付金の対象施設の追加

基地交付金は、国が所有する固定資産のうち米軍の用に供するもの及び自衛隊が使用する飛行場等の特定施設について、固定資産税の代替的な性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、施

設等所在市町村に対して交付されています。

今回の改正では、基地交付金の対象資産に自衛隊が使用するレーダーサイト及び特定の通信所（庁舎等を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物を追加することとされました（国有提供施設等所在市町村助成交付金法①）。

十八 所得譲与税

1 所得譲与税の総額の改正

三位一体の改革における平成17年度に実施される補助金改革の結果を受けて、所得譲与税の総額を改正前の4,249億円から、1兆1,159億円に増額することとされました（所得譲与税法2）。

2 都道府県・市町村間の配分割合の変更

平成17年度に実施される補助金改革の都道府県及び市町村の財政への影響を踏まえ、都道府県及び市町村への所得譲与税の配分割合について、改

正前の都道府県2分の1、市区町村2分の1から、都道府県5分の3、市区町村5分の2に変更することとされました（所得譲与税法3）。

3 基準財政収入への算入割合の改正

補助金の廃止及び税源移譲により、地域間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の算定を通じ適切に対応する必要があることから、所得譲与税の基準財政収入への算入割合を、改正前の75%から100%に引き上げることとされました（所得譲与税法10）。